

廿日市市ネーミングライツパートナー 募集要項

1 ネーミングライツの概要

(1) 目的

廿日市市では、次の2つの目的を達成するため、市が所有する施設等の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の導入を図ります。

ア 安定的な財源確保による持続可能な施設運営と市民サービスの向上

イ 地元企業等への地域づくりへの参加・貢献機会の提供

(2) ネーミングライツとは

ネーミングライツとは、施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与し、その対価としてネーミングライツ料を得て、良好な施設の運営維持と利用者のサービス向上を図るものです。

(3) 収入の使途

ネーミングライツの導入により市が得た収入は、当該施設の維持管理費用や運営費用のほか、関連施策・事業の推進のための費用に充てます。

2 ネーミングライツ募集の概要

(1) 施設特定型ネーミングライツ

市が対象施設を指定して募集する方法です。

対象施設については、「別紙1 対象施設一覧」、「別紙2 対象施設個票」を参照してください。

(2) 施設提案型ネーミングライツ

市が対象施設を指定せず、提案を随時受け付ける方法です。

「別紙1 対象施設一覧」で示した施設以外にネーミングライツの応募を検討したい施設等がある場合は「自由提案事前相談書（様式第5号）」を電子メール等で提出してください。

事前相談書の受付は先着順となります。最初の相談を受け付けた時点で、同一施設等に関する新規の相談は受け付けませんので、事前に電話等で担当にご確認ください。

事前相談のあった施設等については、募集対象施設とすることの可否、及びネーミングライツ料を含む募集条件などを施設所管課等と調整のうえ、相談者に回答します。

この際、事前相談のあった施設等を募集対象とすることを可とした場合にあっては、相談者をネーミングライツパートナーとして選定することを約束するものではありません。

募集対象とすることを可とする回答をした場合は、募集条件などご確認いただいた上で、改めて「9 参加の手続き」により応募申し込みをしていただきます。

なお、回答のあった日から1か月以内に応募申し込みがない場合は、当該施設等を施設特定型ネーミングライツの新規対象施設として取り扱います。

なお、施設提案型のネーミングライツ料は、税別で年額50万円以上となります。

ただし、次の施設などについては、自由提案を受け付けないものとします。

ア 市役所・支所などの庁舎や、学校、保育園などのようにネーミングライツになじまない施設

イ 新規建設施設など、施設特定型によるネーミングライツパートナー募集を予定している施設など

ウ 現在、ネーミングライツが導入されている又は施設提案型によりネーミングライツ導入検討中の施設など

3 ネーミングライツの条件

(1) 愛称の基本条件

ア 施設の愛称として、企業名、商品名（ブランド）等を付けることができます。ただし、条例に規定する施設の名称は変更しません。

イ 対象となる施設等にふさわしく、親しみやすいものとします。

ウ 施設の所有権、経営等に影響を与えないものとします。

エ 民間施設を含む他の施設等と混同するような愛称は付けることができません。

オ 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する愛称は付けることができません。

カ 指定管理者制度導入施設については、指定管理者と競合する企業の名称等を使用できないものとします。

キ 廿日市市広告掲載要綱（平成19年告示第45号）第3条及び廿日市市広告掲載基準（平成19年要綱）第5条に規定する内容は使用できないものとします。

ク ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとします。

ケ 契約期間中の愛称の変更はできません。ただし、市が認めた場合を除きます。

コ 決定した愛称及びロゴマークに関する知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は、市が無償で使用できるものとします。

(2) 契約金額、契約年数及び愛称の特別条件

「別紙2 対象施設個票」を参照してください。

(3) 商標登録

本市におけるネーミングライツに対する商標登録は原則、認めないこととします。

ただし、やむを得ない理由がある場合は、市とネーミングライツパートナーで協議の上、決定します。

(4) 第三者による愛称の使用

第三者が愛称を使用することを妨げません。

4 スポンサーメリット（特典）の付与

市がネーミングライツパートナーに付与する予定のスポンサーメリット（特典）は次のとおりです。

(1) 施設等表示の変更

ア ネーミングライツパートナーは、施設等表示の変更ができます。

イ ネーミングライツパートナーは、市に対して新たな愛称看板の設置を提案することができます。

ウ 廿日市市屋外広告物等に関する条例（令和元年条例第21号）等に基づき、愛称看板に一

定の制限が生じるとともに、別途手続きが必要となる場合があります。

エ 施設等表示の変更及び維持管理に係る費用は、原則として、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーの負担とします。

オ 契約期間終了後の原状回復にかかる費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

カ 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、可能なものについて行うことができます。また、その場合、市や関係機関が表示変更を行い、実費を負担していただくことがあります。

(2) 愛称の使用

ア 市は、愛称の使用に努めますが、利用者の混乱を避けるため、当分の間、愛称に条例上の名称を併記する場合があります。

イ 市が作成するパンフレットや封筒等の印刷物、ホームページの表示変更等に係る費用は、市が負担しますが、既存の印刷物からの移行時期等は別途協議します。

ウ 指定管理者が作成するパンフレットや封筒等の印刷物、ホームページの表示変更等に係る費用が新たに生じる場合は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

エ 愛称の使用開始以降に開催されるイベントであっても、ネーミングライツパートナー決定時に、イベント開催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに愛称を表示することはできません。

5 独自提案の受付

ネーミングライツ料に加えて、役務や物品の提供の提案も可能とします。また、イベントの開催等、施設の魅力向上のための幅広い提案を受け付けます。

6 参加条件

応募できる者は次の条件を全て満たしている者としてします。

- (1) 廿日市市内に、本店、支店、営業所、工場、店舗等を有する法人等であること。なお、指定管理者（申請者含む。）は、市内に本店、支店等を有するものとみなします。
- (2) ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた団体であること。
- (3) 廿日市市広告掲載基準第4条（規制業種又は事業者）に該当しない者であること。
- (4) 政治団体・宗教団体でないこと。
- (5) 衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にあるものが役員を務める団体でないこと。
- (6) 応募書類の提出時点で、公租公課を滞納していないこと。
- (7) 指定管理者制度導入施設については、ネーミングライツ導入時の指定管理者の事業目的と競合関係にないこと。

7 受付窓口

廿日市市経営企画部行政経営改革推進室（廿日市市役所4階）

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 （0829）30-9127

8 スケジュール

募集から愛称の使用開始までの日程は、次のとおりです。

(1) 施設特定型のスケジュール

内 容	期 日
質疑の受付期限	随時受け付けます。
質疑に対する回答	質疑の提出後、概ね5日以内にホームページで回答します。
募集期間	常時公募施設等については、随時受け付けます。ただし、第一申込者を受け付けた時点で、その対象施設に係る受付を終了します。 また、新規に募集開始する施設等については、2か月程度の募集期間を設けます。募集期間中に応募がなかった場合は、常時公募により随時受け付けます。
審査（書類審査）	参加申込みがあったものについて、概ね1か月以内に審査します。
審査結果の通知	審査終了後、速やかに通知します。
契約の締結	審査結果通知後、概ね1か月以内
施設表示等の変更	契約締結後
愛称の使用開始	<u>使用開始月については、契約時に改めて協議します。</u> (愛称の使用期間は、 <u>最長5年</u> です)

(2) 施設提案型のスケジュール

内 容	期 日
事前相談	随時受け付けます。ただし、最初の相談を受け付けた時点で、同一施設等に関する新規の相談は受け付けません。 応募を検討したい施設等について、様式5自由提案事前相談書により提出してください。(要事前連絡)
事前相談に対する回答	事前相談のあった施設等について、募集対象施設とすることの可否、及びネーミングライツ料を含む募集条件などを相談者に回答します。相談のあった日から概ね1か月以内に回答します。
募集期間	相談者から参加申込みを受け付けます。事前相談に対する回答のあった日から1か月以内に申し込んでください。 ※申込みがない場合は、施設特定型ネーミングライツの新規対象施設として公募を行います。
審査（書類審査）	参加申込みがあったものについて、概ね1か月以内に審査します。

審査結果の通知	審査終了後、速やかに通知します。
契約の締結	審査結果通知後、概ね1か月以内
施設表示等の変更	契約締結後
愛称の使用開始	<u>使用開始月については、契約時に改めて協議します。</u> (愛称の使用期間は、 <u>最長5年</u> です)

9 参加の手続き

参加申込書兼誓約書等に必要事項を記入し、持参または郵送で提出してください。

(1) 募集期間

ア 施設特定型ネーミングライツ

常時公募施設については、随時受け付けます。ただし、第一申込者を受け付けた時点で、その対象施設に係る受付を終了します。

新規公募施設については、別途対象施設ごとに募集要項を公表しますので、そちらをご確認ください。

イ 施設提案型ネーミングライツ

事前相談の相談者から申し込みを受け付けます。事前相談に対する回答のあった日から1か月以内に申し込んでください。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までの間に窓口へ提出してください。

郵送の場合は、宛先を「廿日市市経営企画部行政経営改革推進室」、封筒に「ネーミングライツ応募書類在中」と記載し、簡易書留で投函してください。なお、受付日は参加申込書等が到達して受理した日とします。

(2) 提出先

「7 受付窓口」に提出してください。

(3) 提出書類

次の書類を提出してください。

書 類 名	提出部数
参加申込書兼誓約書（様式第1号）	1部
応募者の概要（様式第2号）	1部
事業者の事業内容の分かるもの（パンフレット等）	10部
直近3年分の損益計算書又は決算書	1部
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※発行後3か月以内	1部
印鑑証明書 ※発行後3か月以内	1部
廿日市市税の滞納がない旨の証明 ※発行後3か月以内	1部

(4) 資料の配布

募集要項、提出書類の様式、その他公募に関する資料は、廿日市市のホームページ (<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>) からダウンロードしてください。

窓口での配布は行いません。

(5) 提出書類の様式

ア 提出書類は、A4判とします。文字の大きさ、書体及び色の指定はありません。

イ 言語は日本語、通貨は円とします。

(6) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市長が本募集に関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本件に係る情報公開請求があった場合には、廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、応募者の承諾を得ずに提出書類を公開することがあります。

イ 提出書類に含まれる商標権等の各法令に基づき保護の対象となっているものの使用により生じる責任は、応募者が負うものとします。

ウ 提出書類は、本募集の審査以外の目的で使用しません。

エ 提出された書類は、一切返却しません。

(7) 資料の差替え

提出書類の差替えはできません。

(8) 参加資格の取消し

次の場合に、参加資格を取消します。

ア 提出された書類に虚偽の記載等が判明した場合

イ 参加申込後に参加条件を満たしていないことが判明した場合

(9) 参加の辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、廿日市市ネーミングライツ審査委員会の3日前までに「参加辞退届（様式第4号）」を提出してください。

10 質疑の受付及び回答

施設特定型ネーミングライツ募集に関する質疑は、全て「質問疑義照会書（様式第3号）」によるものとします。質疑がある場合は、次のとおり提出してください。

(1) 受付期間

随時受け付けます。

(2) 提出方法

「質問疑義照会書（様式第3号）」を、電子メールで提出してください。

電子メールを送信する際の件名は、「ネーミングライツ公募に関する質疑について【事業者名】」としてください。

(3) 提出先

廿日市市経営企画部行政経営改革推進室

メールアドレス gyokaku@city.hatsukaichi.lg.jp

(4) 回答日及び回答方法

「質問疑義照会書（様式第3号）」提出後、概ね5日以内に廿日市市ホームページに回答を掲載します。なお、質問者名は公表しません。

(5) その他

審査に関する質問は一切受け付けません。

11 審査（書類審査）

参加申込書の提出があったものについて、概ね1か月以内に審査し、ネーミングライツパートナー候補者を決定します。

審査は、「廿日市市ネーミングライツ審査委員会」が行います。応募書類をもとに、内容について総合的に審査します。

(1) 審査項目

項目	内容	配点
応募者の安定性、適格性	経営状況等・CSR（社会的貢献）に関すること	35
愛称	親しみやすさ・浸透しやすさ・ふさわしさ	35
ネーミングライツ料	提示された金額に応じる	30

(2) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後速やかに通知します。

(3) ヒアリングの実施

参加申込書提出後、必要に応じて施設所管課がヒアリング（聞き取り調査）を行います。その場合は、詳細を別途通知します。

(4) その他

ア 審査の結果、一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、ネーミングライツパートナーを選定しないことがあります。

イ 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。

12 契約

(1) 契約の締結

ネーミングライツパートナー候補者を公表後、速やかに市と候補者の間で契約内容について協議を行い、契約を締結します。

なお、契約締結までの間に、候補者が本要項の資格条件等を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(2) 調印式等の開催

ネーミングライツパートナー決定のPRのため、ネーミングライツパートナーの希望に応じて調印式等を開催します。日程については、別途協議します。

(3) 契約の更新

契約期間満了後の更新については、優先的に市と交渉できることとします。

(4) 契約の解除

契約締結後でも、本要項の資格条件等を満たさなくなった場合は、契約を解除することがあります。その場合には、既納のネーミングライツ料は返還しません。

また、施設表示等を変更した場合は、速やかに原状回復を行うとともに、その原状回復にかかる費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

13 結果の公表

ネーミングライツパートナーを決定したときは、次のとおり公表します。

(1) 公表の内容

- ア 対象施設
- イ 愛称
- ウ 契約期間
- エ ネーミングライツパートナーの名称
- オ ネーミングライツ料
- カ その他必要な情報

(2) 公表の方法

市ホームページ及び市広報に掲載するとともに、報道機関等に情報提供を行います。

14 留意事項

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提案においては、関係法令、市条例、規則及び要綱等を遵守してください。
- (3) 参加者は関係法令を遵守し、公正な公募を阻害してはいけません。